

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-19
処分の種類	温泉の成分等の掲示内容の変更命令			
根拠法令条例等・条項	温泉法第18条第5項			
処分の概要	入浴する者又は温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]温泉法第18条第5項 都道府県知事は、第1項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			